

厚生労働省告示第二百九号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第四十号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「、第二百十四条第二項」を削る。